明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく登録送信適正化機関の名称の変更に関する件（**消費者庁・総務**一）　一
○広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一四二）　二
○第二次農地改革地域橋梁整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一四三）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**九六〇～九七三）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**九七四、九七五）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**九七六～九八三）
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**九三）
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**同**九四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**四三八～四四二）　七
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**九五）
○海上におけるチャフ及びフレア発射試験を実施する件（**防衛**九〇）　八
○自衛隊飛行場の告示の一部を変更する件（**同**九一）
○道路に関する件（**東北地方整備局**八六）　九
○道路に関する件（**近畿地方整備局**八八～九三）
○平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を改正する件（**同**九四）　一〇
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**九五）
○道路に関する件（**四国地方整備局**八七、八八）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　一〇

〔叙位・叙勲〕　一二

〔公告〕
諸事項　一三

官庁
監査法人処分、財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三

特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更、職員の免職処分関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

告示

○消費者庁・総務省告示第一号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十九条の規定に基づき、登録送信適正化機関として登録した財団法人日本データ通信協会から名称の変更の届出があったので、同法第二十七条第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十四年四月十一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦
総務大臣　川端　達夫

一　変更後の名称
一般財団法人日本データ通信協会
二　変更年月日
平成二十四年四月一日

○外務省告示第百四十二号

平成二十四年三月二十九日にマニラで、広域防災システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十四年四月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

1　援助の目的及び内容　広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　贈与の供与期限　平成二十五年四月三十日まで
4　署名者
日本側　卜部敏直在フィリピン大使
フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

○外務省告示第百四十三号

平成二十四年三月二十九日にマニラで、第二次農地改革地域橋梁（りょう）整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次農地改革地域橋梁（りょう）整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億九千四百万円